

重要文化財砂防施設の保存活用（維持管理と利活用）に向けた取り組み

国土交通省 北陸地方整備局 立山砂防事務所 野呂 智之、吉村 明^{※1}、宮下 優^{※1}、村中 俊久^{※1}
 一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構 ○渡邊 尚、村上 治
^{※1}令和2年度時点の所属

1. はじめに

立山砂防事務所管内には大正14年の国による直轄砂防事業化以降、多くの砂防関係施設が整備されている。これら施設の中には防災施設としての本来の機能に加え、歴史的・文化的価値が評価され、重要文化財に指定された施設が存在する。

本報告では、これら重要文化財砂防施設の維持管理ならびに利活用に向けた近年の取り組みについて紹介する。

2. 立山砂防事務所管内の重要文化財砂防施設の概要

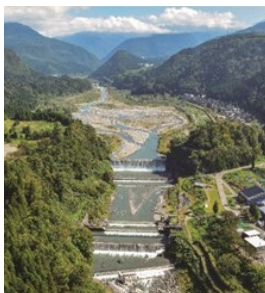
立山砂防事務所管内では、まず平成21年6月に白岩砂防堰堤が砂防分野として日本で初めての重要文化財に指定され、平成29年11月、この白岩砂防堰堤に追加の形で本宮砂防堰堤と泥谷砂防堰堤群が重要文化財に指定された。また重要文化財としての名称についても3つの施設を総称する「常願寺川砂防施設」に改められた^{※1}。

※1：重要文化財としての名称「常願寺川砂防施設（白岩堰堤）」
 「常願寺川砂防施設（本宮堰堤）」
 「常願寺川砂防施設（泥谷堰堤）」



名称	諸元
提高(本堤)	越流部 20.0m 非越流部 63.0m(日本-)
堤長(本堤)	76.0m
設置個所	常願寺川上流部、立山カルデラ出口の狭窄部
備考	護岸、方格枠、第1~7副堤付属 第1~7副堤までの総比高差は108m(日本-) 平成21年6月日本初の砂防の重要文化財指定

白岩砂防堰堤（「常願寺川砂防施設（白岩堰堤）」）



名称	諸元
提高(本堤)	22.0m
堤長(本堤)	107.4m
設置個所	常願寺川中流部
備考	第1~5副堤付属 堆砂量500万m ³ (日本-) 平成29年11月に白岩砂防堰堤に追加指定定

本宮砂防堰堤（「常願寺川砂防施設（本宮堰堤）」）



項目	諸元
提高(本堤)	4.5~16.0m
堤長(本堤)	24.0~54.5m
設置個所	常願寺川上流部、嵩崩れ崩壊地直下の溪流
備考	堰堤20基、床固工3基により構成 平成29年11月に白岩砂防堰堤に追加指定定

泥谷砂防堰堤群（「常願寺川砂防施設（泥谷堰堤）」）

重要文化財の指定基準は「国宝及び重要文化財（建造物）指定基準：昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号」（表1）により定められており、3つの重要文化財砂防施設も、この指定基準に基づいて評価・指定されている。

表1 重要文化財の指定基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの
(1) 意匠的に優秀なもの
(2) 技術的に優秀なもの
(3) 歴史的価値の高いもの
(4) 学術的価値の高いもの
(5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

文化財保護委員会告示第2号(昭和26年5月10日)より抜粋・引用

表2 常願寺川砂防施設の文化的価値

常願寺川砂防施設は、上流と中流でそれぞれ土砂押しを担う大規模な基幹砂防堰堤と、水源崩壊地での土砂生産を抑制する支溪の階段式堰堤により、わが国屈指の急流荒廃河川である常願寺川の水系を一体的に治め、その後本格化する水系全体に及ぶ治水対策の礎となった施設であり、わが国治水史上、価値が高い。また、荒廃河川特有の不利益な地盤条件を克服して、短期間で完成した大規模な貯砂堰堤と狭隘な谷筋に堰堤が連なる階段式堰堤は、昭和前期における砂防施設の技術的達成度を示すものとして重要である。近代砂防工事の機械施工に係る遺構とともに、崩壊地に面的に整備された山腹工事に係る構造物が現存することも貴重であり、指定名称を白岩堰堤砂防施設から常願寺川砂防施設に改め、既指定の白岩堰堤と併せて保存を図る。

出典：文化庁資料

3. 立山砂防事務所の取り組み状況

3.1 重要文化財砂防施設の維持管理状況

立山砂防事務所管内の重要文化財砂防施設は日本一の急流河川で「暴れ川」の呼称を持つ常願寺川に設置された治水上砂防の機能を担う重要な現役の防災施設であり、豪雪・土石流頻発地という厳しい自然環境の下で竣工後も土石流等により繰り返し被災し、その度に補修や補強対策を実施し、現在まで防災施設の機能を維持している。

3.2 重要文化財砂防施設の利活用状況

立山砂防事務所では単独で、あるいは富山県の立山カルデラ砂防博物館等と連携して、砂防施設を活用した現地見学会や出前講座等を開催して、地域の防災教育を行っている。



本宮砂防堰堤における砂防体験学習会

4. 文化財保護法の改訂に伴う文化庁行政の動向

4.1 重要文化財の『保存活用計画』

一般に、重要文化財施設については、「所有者等が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や所有者等が自主的に実施可能な範囲等を明らかにし、また、これらに関し所有者等・関係地方公共団体・文化庁等の間の合意を形成し、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されること」を目的に『保存活用計画』が策定される。この『保存活用計画』の標準構成は「①保存管理計画」、「②環境保全計画」、「③防災計画」、「④活用計画」、「⑤保護に係る諸手続き」から成っている（図1）。

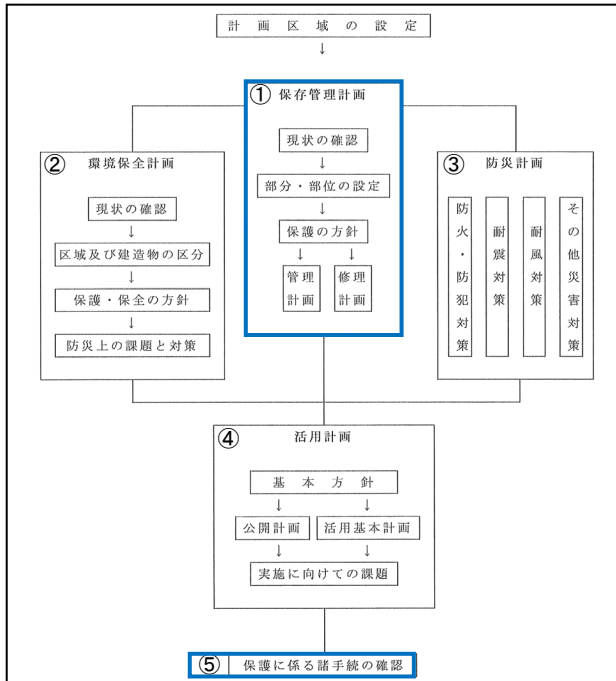


図1 重要文化財(建造物)保存活用計画の標準構成

立山砂防事務所では平成21年6月の白岩砂防堰堤の重要文化財指定に伴い、平成22～25年度にかけ、砂防施設の管理者、学識者、文化財行政側の担当者等をメンバーとする委員会を開催し、『保存活用計画』の検討を行った。

当時、計画策定の趣旨は、白岩砂防堰堤が現役の防災施設であり、被災時の補修は「防災施設本来の機能の維持を最優先」としつつ、「文化財としての価値の保全」を図り、かつ文化庁行政等との協議・連絡等を可能な限り「簡素化・迅速化」することであるため、文化財砂防施設として必要な項目として「①保存管理計画」と「⑤保護に係る諸手続き」を策定し、それらを合わせて「白岩砂防堰堤保存管理計画」とし、運用を行っていた。

4.2 文化財保護法の改訂

平成30年3月、文化庁は「過疎化・少子高齢化等を背景とする文化財の滅失や散逸等の防止には文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会総がかりで継承に取組むことが重要」であるとし、「地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」ことを趣旨として文化財保護法を一部改正した（施行は平成31年4月）。

表4 文化財保護法の一部改正の概要

- (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用
- (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し
- (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- (4) 罰則の見直し

前述の様に平成25年度に白岩砂防堰堤を対象に策定した「白岩砂防堰堤保存管理計画」においても被災時の補修に伴う文化庁行政とのやり取りについて「簡素化・迅速化」が図られているが、改正された文化財保護法では『保存活用計画』に（予め認定され）記載された補修方法を用いる場合には、補修に際して文化庁行政との事前協議や連絡等による「許可」を対策実施後の「届出」に変えることができる等、さらに「簡素化・迅速化」を行うことが可能となった。

5. 立山砂防事務所における重要文化財砂防施設の保存活用検討

改訂された文化財保護法に準拠した『保存活用計画』とするためには、今後、白岩砂防堰堤については「②環境保全計画」、「③防災計画」、「④活用計画」の策定が必要である。

また、本宮砂防堰堤と泥谷砂防堰堤群については「①保存管理計画」、「②環境保全計画」、「③防災計画」、「④活用計画」、「⑤保護に係る諸手続き」の策定が必須となる。

このため立山砂防事務所では平成31年度より「常願寺川砂防施設保存活用計画検討委員会」を発足し、改正された文化財保護法に準拠した『保存活用計画』の検討を開始した（表5）。

表5 今後の保存活用計画の策定スケジュール

No.	砂防施設名	H22	H23	R2	R3以降
1	白岩砂防堰堤	「計画の概要」 「①保存管理計画」 「⑤保護に係る諸手続き」			「②環境保全計画」 「③防災計画」 「④活用計画」
2	本宮砂防堰堤			「計画の概要」 「①保存管理計画」 「②環境保全計画」 「③防災計画」 「④活用計画」 「⑤保護に係る諸手続き」	
3	泥谷砂防堰堤群				「計画の概要」 「①保存管理計画」 「②環境保全計画」 「③防災計画」 「④活用計画」 「⑤保護に係る諸手続き」
4	全体			方針確認	とりまとめ

6. おわりに

現在、日本には砂防分野の重要文化財としては本稿で取り上げた立山砂防事務所管内の3つの砂防施設（白岩砂防堰堤、本宮砂防堰堤、泥谷砂防堰堤群）、長野県の牛伏川フランス式階段工、に加え、先日新規指定された広島県の紅葉谷がある。これらの重要文化財砂防施設については「砂防施設本来の防災機能の維持」ならびに「文化財としての価値の保全」の両立を目指し、さらに文化財保護法の改訂を踏まえた適切な保存活用（維持管理と利活用）に向けた検討を行い、その結果を『保存活用計画』として取りまとめてゆくことが必要である。

当機構では、今後も砂防関係施設の維持管理に向けた取り組みの一環として、引き続き重要文化財砂防施設の『保存活用計画』の策定を継続してゆく所存である。